

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	3	府 省 庁 名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税、地方消費税）	
要望項目名	社会医療法人の新規認定要件の特例的取扱い	
要望内容（概要）	社会医療法人は、公的医療機関等と並び、地域における救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（以下「救急医療等確保事業」という。）の重要な担い手となっているところ、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響により、社会医療法人認定のための救急医療等確保事業の実績が落ち込んでいる状況。 救急医療等確保事業の実績は一部の事業を除き、認定前三会計年度の平均で満たすことが必要であるところ、令和2年度の実績が落ち込むことにより、新規認定のための要件を満たすことが困難になり、新規に認定を受けられない可能性のある医療法人が見込まれている。 このような中で、地域医療提供体制を継続的に確保するため、コロナの影響により、救急医療等確保事業の実績が落ち込んでいる場合に、特例的な認定要件を措置する。 ※ 既に認定を受けている社会医療法人については、救急医療等確保事業の実績要件を満たすことができない場合においても、当該社会医療法人に事業継続の意思があり、かつ都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には、社会医療法人に対して、一年間の猶予を与えることができる（「社会医療法人の認定について（平成20年3月31日医政発0331008号・医政局長通知）」）。	
関係条文	医療法第42条の2第4項から第7項まで、医療法施行令第5条の5、医療法施行規則第30条の35の2・第30条の35の3及び平成20年厚生労働省告示第119号 地方税法第72条の2第1項第1号ロ、第72条の5第1項第2号 第73条の4第1項第3号の2・第8号の2、 第348条第2項第9号の2・第11号の5 第702条の2第2項	
減収見込額	[初年度] 精査中 （ ー ） [平年度] 精査中 （ ー ） [改正増減収額] ー （単位：百万円）	
要望理由	（１）政策目的 本特例措置の創設により、コロナの影響を受けつつも、地域における救急医療等確保事業に尽力した医療法人に対し、特例的に緩和した認定要件での新規の認定を行うことで、地域における医療提供体制を確保する。 （２）施策の必要性 地域において、継続的に良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として制度が創設された社会医療法人は、公的医療機関等と並び、地域における救急医療等確保事業の重要な担い手となっている。 社会医療法人に認定されるには、認定前の直近の前三会計年度（へき地医療は、直近の前一会計年度）における救急医療等確保事業の実績等を満たすことが必要となっており、社会医療法人への認定を目指し、実績を積み重ねてきている医療法人もある。 他方、令和2年2月以降、救急患者の受入件数が減少する等、コロナの影響により、社会医療法人認定のための救急医療等確保事業の実績が落ち込んでいる。救急医療等確保事業の実績は一部の事業を除き、認定前三会計年度の平均で満たすことが必要であるところ、令和2年度の実績が落ち込むことにより、新規認定のための要件を満たすことが困難になり、新規に認定を受けられない可能性のある医療法人が見込まれている。	

	社会医療法人に認定されることにより、法人税等の税制優遇を受けることとなるが、医療法人（社会医療法人も含む）は、収益について当該法人の施設等の整備、改善等に充て、医療に還元することとされているところ、社会医療法人の認定を受けられない医療法人が発生することにより、地域医療提供体制に影響が生じる可能性がある。 そのため、コロナの影響を踏まえ、社会医療法人の新規認定要件について、特例的な取扱を行う必要がある。 また、本特例措置の創設は、社会医療法人の認定のための救急医療等確保事業の実績を満たせなくなることを懸念し、コロナ対応を行わない医療法人がコロナ対応を行う後押しにもなる。
本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅰ) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標 1) 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標 1) 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	政策の達成目標	地域に必要な救急医療等確保事業に尽力する医療法人について、社会医療法人として認定することにより、地域の医療提供体制を確保する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和3年度から令和5年度まで3年間 (令和2年度から令和4年度の実績まで)
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	4件/年
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本特例措置により、医療法人におけるコロナ対応を後押しするとともに、コロナの影響も受けながら救急医療等確保事業にも尽力した医療法人に対し税制優遇を行うことができ、地域の医療提供体制の確保に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	救急医療等確保事業に尽力する社会医療法人として認定され、受けられた税制優遇については、施設等の整備、改善等により医療に還元することで、地域住民に対して継続的・安定的に医療が提供されるようにするための措置であり、国民に広く効果が及ぶものである。

税負担軽減措置等の適用実績	現行の要件により認定された社会医療法人数は、317 法人(令和2年3月31日現在)。
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	社会医療法人の認定制度により、地域の医療提供を支えている。
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	3 — 3